

物価高騰対策、またなし！/ いのちと暮らしを守る支援を



区長の退職金を廃止する条例を共同提案

自民・公明・民主クラブ等が反対
(立憲・国民等)

共産・社民・無所属・無所属議員の12人は第3回定例会に区長の退職金を廃止する条例案を提出しました。

区長は任期満了の4年ごとに、退職手当として1年につき、1か月の給料の4.5倍が支給されることになっています。区長の報酬額は、現在、1か月113万5千円なので、2043万円が支給されることになります。坂本区長は、過去3回受け取っており、来年の任期満了時も受け取ることになると、合計8172万円となります。これは、区民生活の実態からも、区民感覚からもかけ離れているものです。

区長は、常勤の特別職ですが、他の特別職とは異なり、公職選挙法に基づく選挙によって選ばれています。任命制だったものが、1975年の公選制復活により区長が特別職かつ政治職になった時点で退職手当を見直すべきでした。

条例案に反対する議員は「区長自らが決めるもの」との意見でしたが、これでは議会のチェック機能を果たしているとは言えません。

条例案は、10月11日の本会議で自民・公明・民主クラブ等の反対多数で否決されました。



安倍元首相の銃撃事件を発端に、反社会的活動を行ってきた旧統一協会（現・世界平和統一家庭連合）や関係団体と、政治家、行政のかかわりが社会問題となっています。

9月22日の区議会本会議で、竹内愛区議は、板橋区内でも関係団体の活動が確認されていることから、板橋区及び教育委員会との関わりについて、委託先も含めて調査し結果を公表すること、区長自身の関わりについても明らかにすることを求めました。

区長は、「現在、団体等からの寄付、後援名義などについて調査を進めている。調査結果の取り扱いや今後の対応については、結果を確認した上で検討していく」と述べ、「私自身については、関与した事実はないと認識している」と答弁しています。

10月26日の予算総括質問で区は、社民党からの質問に対して、「調査結果が11月中に出そろうので、調査結果や対応方針を公表する方向」と答えています。

日本共産党板橋区議団は、9月8日に区長と教育長に対し「旧統一協会との関りについて徹底調査と関係を持たないことを求める要望書」を提出。9月22日には、区議会議長に対し、社民党と共同で「旧統一協会との関係について徹底調査等を求める要望書」を提出しました。また、日本共産党板橋区議団と板橋地区委員会は、10月1日、自由民主党板橋総支部宛てに「公開質問状」を提出しています。詳細は、区議団ホームページをご覧ください。

旧統一協会問題の



「みどりの苑」「いずみの苑」 が廃止に

第3回定例会は、区立の特別養護老人ホームを全て廃止する条例を可決。共産党と社民党が反対しました。

区内2ヶ所の区立特養は要介護4・5の人や身寄りのない人を積極的に受け入れる役割を果たしていました。こうした特別に配慮を要する人への対応は、民営化後は区として「継続していただきたい」とお願いすることしかできません。これまで担ってきた公的責任は大幅に後退します。

みどりの苑は民営化に伴って事業者が入れ替わります。入居者にとってなれたスタッフが全面的に入れ替わり、事業の継続性が失われます。区はコスト削減といいますが、その負担はあらたな事業者に押し付けられ、結果として入居者の負担となるか、もしくはサービスの低下を招きます。

現在、特養ホームの待機者は1024名で、その約8割が低所得者です。個室の居室料が高いために順番が来ても諦めたという声も聞きます。さらに区は民営化によって「事業者の経営判断や建物の状況」で定員を減らすことがあります。また50年の定期借地といいながら15年後には特養ホームそのものを廃止してもいいとしています。区は、15年後には高齢者人口が減るからといいますが、団塊の世代が88～90歳という時期で、むしろ介護の必要性も上がり施設の必要量が増加することも十分考えられます。民営化を進めている場合ではありません。

日本国憲法の国民主権や基本的人権に反します。

日本国憲法の国民主権や基本的人権に反します。
共産党区議団は、区長要請（9月8日）や一般質問（9月22日）など、
機会を捉えて中止を求めてきました。国葬が行われた当日、板橋区は半旗掲揚等を行いませんでした。

安倍元首相の国葬は 「憲法違反」！



徹底究明を！

日本共産党板橋区議団ニュース

いたばし元気帳

2022年
秋号

●元気帳は無料です。お申込みは、各区議事務所へ

ご意見・ご要望をお寄せください

inf@jcp-itabashi.gr.jp

板橋 日本共産党

Q 検索



発行責任者：日本共産党板橋区議会議員団
〒173-0004 板橋区板橋2-66-1
Tel 3579-2717 Fax 3579-2731